

資料

【環境基準】

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいです。

また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものです。

【大気環境】

資料 1. 大気汚染に係る環境基準

物 質		環 境 基 準 (設定年月日等)	人 体 へ の 主 な 影 響
大 気 汚 染 物 質	二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(48.5.16告示)	のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
	二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11告示)	
	一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(48.5.8告示)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響を与える。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8告示)	肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを起こす。
	光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。(48.5.8告示)	目、のどなどを強く刺激する。
有 害 大 気 汚 染 物 質	ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	高濃度の曝露により発がん性が認められる。
	トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)	高濃度の曝露により神経系への影響が認められる。
	テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)	
	ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)	
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27告示)	慢性毒性として発ガン性などが認められる。	
微 笑 粒 子 状 物 質	1年平均値が15μm/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μm/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)	呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させる	

※ 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

※ 浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm以下のものをいう。

【水環境】

資料 2. 人の健康の保護に関する環境基準＜河川・湖沼＞

項 目		基 準 値	項 目		基 準 値
1	カドミウム	0.003mg/1以下	15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
2	全シアン	検出されないこと	16	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下
3	鉛	0.01mg/1以下	17	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
4	六価クロム	0.05mg/1以下	18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
5	砒素	0.01mg/1以下	19	チウラム	0.006mg/1以下
6	総水銀	0.0005mg/1以下	20	シマジン	0.003mg/1以下
7	アルキル水銀	検出されないこと	21	チオベンカルブ	0.02mg/1以下
8	P C B	検出されないこと	22	ベンゼン	0.01mg/1以下
9	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	23	セレン	0.01mg/1以下
10	四塩化炭素	0.002mg/1以下	24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下	25	ふっ素	0.8 mg/1以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下	26	ほう素	1 mg/1以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	27	1,4-ジオキサン	0.05 mg/1以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1以下			

※基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

資料 3. 生活環境の保全に関する環境基準 ＜河川＞

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

※生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、該当する水域類型ごとに、基準値が設けられています。

瑞浪市では、土岐川上流（小里川合流点より上流）がA類型、土岐川中流（小里川合流点より下流）と小里川がB類型に指定されています。

資料 4. 生活環境の保全に関する環境基準 <湖沼>

類 型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD) mg/l	浮遊物質 (SS) mg/l	溶存酸素量 (DO) mg/l	大腸菌群数 MPN/100ml
AA	6.5~8.5	1以下	1以下	7.5以上	50以下
A	6.5~8.5	3以下	5以下	7.5以上	1,000以下
B	6.5~8.5	5以下	15以下	5以上	—
C	6.0~8.5	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

【土壌環境】

資料5. 土壌汚染に係る環境基準

項 目		環 境 基 準 値
1	カドミウム	検液1 lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき0.4 mg以下
2	全シアン	検出されないこと
3	有機リン	検出されないこと
4	鉛	検液1 lにつき0.01 mg以下
5	六価クロム	検液1 lにつき0.05 mg以下
6	砒素	検液1 lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）については、土壌1 kgにつき15 mg未満
7	総水銀	検液1 lにつき0.0005 mg以下
8	アルキル水銀	検出されないこと
9	PCB	検出されないこと
10	銅	農用地（田に限る）において、土壌1 kgにつき125 mg未満
11	ジクロロメタン	検液1 lにつき0.02 mg以下
12	四塩化炭素	検液1 lにつき0.002 mg以下
13	クロロエチレン	検液1 lにつき0.002 mg以下
14	1,2-ジクロロエタン	検液1 lにつき0.004 mg以下
15	1,1-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.1 mg以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.04 mg以下
17	1,1,1-トリクロロエタン	検液1 lにつき1 mg以下
18	1.1.2 トリクロロエタン	検液1 lにつき0.006 mg以下
19	トリクロロエチレン	検液1 lにつき0.03 mg以下
20	テトラクロロエチレン	検液1 lにつき0.01 mg以下
21	1,3-ジクロロプロペン	検液1 lにつき0.002 mg以下
22	チウラム	検液1 lにつき0.006 mg以下
23	シマジン	検液1 lにつき0.003 mg以下
24	チオベンカルブ	検液1 lにつき0.02 mg以下
25	ベンゼン	検液1 lにつき0.01 mg以下
26	セレン	検液1 lにつき0.01 mg以下
27	ふっ素	検液1 lにつき0.8 mg以下
28	ほう素	検液1 lにつき1 mg以下
29	1,4-ジオキサン	検液1 lにつき0.05 mg以下

【騒音・振動】

資料6. 都市計画用途地域と騒音・振動の規制区域及び環境基準の類型

都市計画法に基づく用途地域	騒音の規制区域	振動の規制区域	環境基準の類型
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	A
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	第2種区域		B
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	第3種区域		第2種区域
準住居地域			
近隣商業地域			
商業地域			
準工業地域	第4種区域		
工業地域			
工業専用地域			

資料7. 騒音に係る環境基準

環境基準（一般地域）

< 7 - 1 >

類型		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A	騒音規制法の第1種及び第2種区域 (第1種及び第2種中高層住居専用地域)	55 d B 以下	45 d B 以下
B	騒音規制法の第2種区域のうちA 類型に該当しない地域		
C	騒音規制法の第3種区域及び第4種 区域	60 d B 以下	50 d B 以下

環境基準（道路に面する地域）

< 7 - 2 >

類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60 d B 以下	55 d B 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	65 d B 以下	60 d B 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する区域	70 d B 以下	65 d B 以下

※車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

資料 8. 騒音・振動に係る要請限度

自動車騒音の要請限度

< 8 - 1 >

類型	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域及びB地域のうち1車線を有する道路に面する地域	65 d B	55 d B
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70 d B	65 d B
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	75 d B	70 d B
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 d B	70 d B

※車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行できる帯状の車道部分をいう。

道路交通振動の要請限度

< 8 - 2 >

区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
第1種区域 (騒音規制法の第1種区域及び第2種区域)	65 d B以下	60 d B以下
第2種区域 (騒音規制法の第3種区域及び第4種区域)	70 d B以下	65 d B以下

資料 9. 騒音・振動に係る特定施設

騒音規制法に係る特定施設

< 9 - 1 >

特定施設の種類		規 模
1. 金属加工機械		
イ	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 k W 以上のものに限る。
ロ	製管機械	
ハ	ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 k W 以上のものに限る。
ニ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス	呼び加圧能力が 294 k N 以上のものに限る。
ヘ	せん断機	原動機の定格出力が 3.75 k W 以上のものに限る。
ト	鍛造機	
チ	ワイヤーフォーミングマシン	
リ	ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー	
ル	切断機	砥石（といし）を用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。
4. 織機		原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械		
イ	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。
ロ	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 k g 以上のものに限る。
6. 穀物用製粉機		ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 k W 以上のものに限る。
7. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。
ハ	碎木機	
ニ	帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。
ホ	丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 k W 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。
ヘ	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25 k W 以上のものに限る。
8. 抄紙機		
9. 印刷機械		原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機		
11. 鋳造型機		ジョルト式のものに限る。

特定施設の種類		規模
1. 金属加工機械		
イ	液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ	機械プレス	
ハ	せん断機	原動機の定格出力が1k W以上のものに限る。
ニ	鍛造機	
ホ	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5k W以上のものに限る。
2. 圧縮機		
原動機の定格出力が7.5k W以上のものに限る。		
3. 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		
原動機の定格出力が7.5k W以上のものに限る。		
4. 織機		
原動機を用いるものに限る。		
5. コンクリートブロックマシン		
原動機の定格出力の合計が2.95k W以上のものに限る。		
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10k W以上のものに限る。
6. 木材加工機械		
イ	ドラムバーカー	
ロ	チップパー	原動機の定格出力が2.2k W以上のものに限る。
7. 印刷機械		
原動機の定格出力が2.2k W以上のものに限る。		
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		
カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30k W以上のものに限る。		
9. 合成樹脂用射出成形機		
10. 鋳型造型機		
ジョルト式のものに限る。		

特定施設の種類		規模
1	金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が 15 kW 以上であること。
2	空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が 10 kW 以上であること。
3	窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の 1 時間当たり 501 以上であること。
4	繊維機械 撚糸機	原動機を用いるものに限る。
5	紙工機械（コルゲーテングマシンに限る。）	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
6	合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
7	高速切断機	原動機の定格出力が 2.25kW 以上であること。
8	走行クレーン	
9	クーリングタワー	原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
10	冷凍機	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。
11	タイル成型用プレス	
備考：次に掲げる施設を除く。		
1. 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置する施設		
2. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 7 項に規定する電気工作物		
3. ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 2 項に規定するガス工作物		

資料 10. 騒音・振動に係る特定工場等の規制基準

特定工場等に係る騒音の規制基準

< 10 - 1 >

区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 11 時	夜間 午後 11 時～午前 6 時
第 1 種区域 (住居専用地域など)	50 dB 以下	45 dB 以下	40 dB 以下
第 2 種区域 (住居地域など)	60 dB 以下	50 dB 以下	45 dB 以下
第 3 種区域 (商業・準工業地域)	65 dB 以下	60 dB 以下	50 dB 以下
第 4 種区域 (工業地域)	70 dB 以下	65 dB 以下	60 dB 以下

特定工場等に係る振動の規制基準

< 10 - 2 >

区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域 (騒音規制法の第 1 種区域及び第 2 種区域)	60 dB 以下	55 dB 以下
第 2 種区域 (騒音規制法の第 3 種区域及び第 4 種区域)	65 dB 以下	60 dB 以下

資料 11. 騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

特定建設作業に係る騒音の規制基準

<11-1>

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域 (※1)	①くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） ②びょう打機を使用する作業 ③さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業） ④空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のもの）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） ⑤コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のもの）を設けて行う作業（モルタルを製造するために行う作業を除く。） ⑥バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のもの）を使用する作業（※2） ⑦トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のもの）を使用する作業（※2） ⑧ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のもの）を使用する作業（※2）
基準値	第1・2号区域	85dB（敷地境界線）
作業時刻	第1号区域	午後7時から午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時から午前6時の時間内でないこと
一日当たりの作業時間	第1号区域	10時間／日を超えないこと
	第2号区域	14時間／日を超えないこと
作業期間	第1・2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※1 第1号区域とは、特定工場などに係る規制の区域区分が第1種から第3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域であり、第2号区域とは、同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地おおむね80mの区域を除く。）である。

※2 低騒音型建設機械を除く。

規制種別	区域の区分	規制内容
特定建設作業	第1・2号区域 (※1)	①くい打機（もんけん及び圧入式を除く。）、くい抜機（圧入式を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式を除く。）を使用する作業 ②鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 ③舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業） ④ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
基準値	第1・2号区域	75dB（敷地境界線）
作業時刻	第1号区域	午後7時から午前7時の時間内でないこと
	第2号区域	午後10時から午前6時の時間内でないこと
一日当たりの作業時間	第1号区域	10時間/日を超えないこと
	第2号区域	14時間/日を超えないこと
作業期間	第1・2号区域	連続6日を超えないこと
作業日	第1・2号区域	日曜日その他の休日ではないこと

※1 第1号区域とは、特定工場などに係る規制の区域区分が第1種から第3種区域と第4種区域のうち学校・病院などの施設の敷地の周囲おおむね80mの区域であり、第2号区域とは、同第4種区域（学校・病院などの施設の敷地おおむね80mの区域を除く。）である。

【悪臭】

資料12. 悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい

【ダイオキシン類】

資料 13. ダイオキシン類排出基準<大気>

施設の種類		新施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)	既設施設の排出基準 (ng-TEQ/ Nm ³)
焼 結 炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5
廃棄物焼却炉 (火床面積 0.5 m ² 以上又 は焼却能力 50kg/h 以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2~4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10

※瑞浪市可燃物処理場の排出基準は、1号炉排ガス、2号炉排ガスが廃棄物焼却炉2～4t/hの既設施設、瑞浪市衛生センターの排ガスが廃棄物焼却炉2t/h未満に該当します。

資料 14. ダイオキシン類排出基準<ばいじん・燃え殻>

ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 3ng-TEQ/g-dry

※「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」より

【単位】

資料 15. 単位とその意味

単 位	意 味
p p m (ピー・ピー・エム)	1 0 0 万分の 1。
p p b (ピー・ピー・ビー)	1 0 億分の 1。
μ m (マイクロ・メートル)	1 0 0 万分の 1 メートル。
μ g (マイクロ・グラム)	1 0 0 万分の 1 グラム。
n g (ナノ・グラム)	1 0 億分の 1 グラム。
p g (ピコ・グラム)	1 兆分の 1 グラム。
MPN/1 0 0 ml (エム・ピー・エヌ・パー・1 0 0 ミリ・リットル)	MPN=最確数、most possible number の略。 測定結果を元に、統計的に導き出した検水 1 0 0 ml 中の大腸菌群数。
T E Q (ティー・イー・キュー)	毒性等量。毒性の強さを加味したダイオキシン量。
N m ³ (ノルマル立方メートル)	0℃、1 気圧の状態に換算した気体の体積。
d B (デシベル)	音圧レベルのことをいい、基準音圧 (耳が健常な若い人が聞き取れる最小とされる音の音圧) に対して、何倍の音圧があるかを表す単位。